令和3年度人権に関する県民意識調査 調査票(案)作成にあたっての考え方

○調査手法・設問設定の方針等について

- 1. 設問意図や目的について、今回の調査のみに止まらず、次回以降の調査についても基本的な考え方が引き継がれていくよう配慮する。
- 2. 回答者の負担が少なくなるよう、設問数は原則として前回調査と同程度(23問とし、最大でも前々回調査と同程度(約30問)までとする。
- 3. 過去の調査からの経年変化を見ている設問については、基本的には今回も同様の 設問を設け、変化の状況を継続して確認できるようにする。
- 4. 回答者の負担が少なくなるよう記述式回答は避け、1問ごとの選択肢は10個以内とする。
- 5. 回答者が判断にあたり迷うことがないよう、選択肢では「当然〇〇と思う」、「できる限り〇〇したい」といった断定的な言葉の使用を極力避ける。
- 6. 回答者の負担が少なくなるよう設問の表現はわかりやすいものとし、設問の意味が二重になる「ダブルバーレル(二重質問)」とならないようにする。
- 7. 回答を誘導するような設問の仕方は極力避ける。 (「~が大きな問題となっていますが、~についてどう思いますか」等)

○設問項目について

- 8. 前回調査時には制定されていなかったいわゆる人権三法(部落差別解消推進法、 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)や関係条例(滋賀県人権尊重の社会づ くり条例・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例)等、人権に関係の深い法 令の認知度を確認するための設問を設ける。
- 9. 人権の個別分野に関する設問について、前回調査時からの社会情勢の変化等を踏まえ、一部の表現の修正(性同一性障害・同性愛者→性的指向・性自認)のほか、設問の追加(ヘイトスピーチ関係)等を行う。
- 10. 同和問題に関する設問について、令和元年に国が実施した部落差別解消推進法第6条に基づく意識調査の項目を踏まえ、一部の内容を見直す。
- 11. 現在の社会情勢を踏まえ、特に調査が必要な問題として、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についての設問を設ける。
- 12. 過去の調査からの経年変化を見る一部の設問(人権が尊重される社会の実現に向けた思い)について、回答者の意図をより詳しく探るための派生質問を設ける。 (「なりゆきにまかせる」を選択した場合、なぜそう思うのかを問う質問を設ける等)